
プロジェクト	実務対応 一仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	会計上の論点の分析（仮想通貨の売却損益の認識時点）

本資料の目的

1. 本資料は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）上の仮想通貨の売却損益の認識時点の論点について分析することを目的とする。

仮想通貨の売却損益の認識時点

（第 105 回専門委員会及び第 363 回企業会計基準委員会における分析）

2. 仮想通貨交換業者が自己取引業務において、常時 24 時間体制で、資金決済法上の仮想通貨の売却取引を行っている場合には、期末日においてどの時点までの売却損益を当期の損益に取り込むべきかが問題となる。例えば、以下の時点が考えられる。
 - (1) 仮想通貨交換業者と買手との間で仮想通貨の売買契約が成立した時点
 - (2) (1)の売買契約に基づき、仮想通貨の取引が仮想通貨交換業者から買手にネットワーク上に送信された時点
 - (3) (2)の取引情報が承認手続を経た上でブロックチェーン等のネットワーク残高に記録された時点
3. この点、以下の理由から、すべての仮想通貨の売却取引の認識時点に適用可能な一律の判断基準を設けることは困難であると考えられる。
 - (1) 資金決済法上の仮想通貨には暗号技術の仕組みを含めて様々な形態が考えられ、売買契約が成立した後に取引情報が承認されてブロックチェーン等のネットワーク残高に記録されるプロセス等が異なる。
 - (2) 仮想通貨交換業者が買手の資金決済法上の仮想通貨を預かる場合には、売却された資金決済法上の仮想通貨の取引は仮想通貨交換業者から買手に送信されず、ブロックチェーン等のネットワーク残高に記録されない可能性がある。
 - (3) 現時点においては、資金決済法上の仮想通貨がどのタイミングで買手に移転するのかが法令上明らかではないと言われており、法的な移転のタイミングを手掛かりにすべての資金決済法上の仮想通貨の売却取引の認識時点に適用可能

な会計基準の売却時点を定めることも困難である。

したがって、会計基準上、資金決済法上の仮想通貨の売却損益の認識時点については、すべての資金決済法上の仮想通貨の取引に適用可能な一律の判断基準を設けないことが考えられる。

(第105回専門委員会及び第363回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

4. 売却損益の認識時点は、仮想通貨の売買契約が成立した時点とした上で、どの時点で仮想通貨の売買契約が成立したかの判断については、各社の判断に委ねるという考え方もあるのではないか。
5. 実務のばらつきを抑える観点から、何らかの判断基準を示すことが望ましいと考える。
6. 詳細な定めを決めるのは難しいとしても、何を基準に判断を行えばよいかの基本的な考え方は示す必要があると考える。
7. 明確にルール化できるかどうかは別としても、例えば、リスクと経済価値の移転や支配の移転という観点を踏まえて、一定の判断基準を設けるべきであると考ええる。

(第106回専門委員会で示した対応)

売却損益の認識時点について、詳細な定めを設けることに関する検討

8. 資金決済法上の仮想通貨を売却する場合の会計処理については、直接的に該当する会計基準はないことから、当該資金決済法上の仮想通貨の取引の実態を踏まえて、売却損益の認識時点に関するルールを決定することになると考えられる。
9. ここで、資金決済法上の仮想通貨の売買契約の内容については、仮想通貨交換業者ごとの取り決め(約款等)により、それぞれ独自に定められており、仮想通貨交換業者ごとに異なる内容が定められていると想定される。

また、仮想通貨交換業者が顧客に対して資金決済法上の仮想通貨を売却し、その後も引き続き、当該資金決済法上の仮想通貨を預かる場合には、現時点で統一的な実務が形成されておらず、売却損益の認識時点を検討する際の重要な要素の一つと考えられるブロックチェーン等のネットワーク残高に記録を行うか否かという点についても、次のとおり異なる実務が認められる。

- (1) 仮想通貨交換業者が買手と売買取引を行った際に、仮想通貨の取引をネットワーク上に送信し、その取引情報をブロックチェーン等のネットワーク残高に記録する方法

- (2) 仮想通貨交換業者が買手と売買取引を行った際には、ブロックチェーン等のネットワーク残高には記録せず、内部管理簿等の別の手段により残高を管理する方法
10. また、前項(1)に記載のとおり、仮想通貨交換業者が買手と売却取引を行った際に、その取引情報をブロックチェーン等のネットワーク残高に記録する場合であっても、その更新頻度については、取引の都度に行うのか、一定期間毎（例えば、日次毎）に行うのかなど、管理の方法についても、仮想通貨交換業者ごとに異なるものと考えられる。
11. このような実務の多様性を踏まえると、資金決済法上の仮想通貨に関する取引実務が成熟していない中で、すべての資金決済法上の仮想通貨の取引に適用可能な一律の判断基準を設けることは困難であると考えられる。

売却損益の認識時点について、基本的な考え方を示すことの可否に関する検討

12. 資金決済法上の仮想通貨を売却する場合の会計処理について、売却損益の認識時点に関する詳細な判断基準を定めることは困難であるとしても、支配の移転又はリスクの移転等、資産の認識の中止の観点から、売却損益の認識時点に関する基本的な考え方を示すことは出来るのではないかとの意見が聞かれた。
13. この点、資金決済法上の仮想通貨については、金融商品に準じたものとして取り扱うべきか、又は非金融商品（棚卸資産、無形資産等）に準じたものとして取り扱うべきか明らかではなく、そのため、認識の中止の観点からも、支配の移転に着目して認識の中止を行うべきか、リスクと経済価値の移転に着目して認識の中止を行うべきかについては定めることは困難であると考えられる。また、仮に基本的な考え方を示したとしても、具体的な判断基準を伴わない場合、実務上の多様性を抑えるという目的を果たすことは難しいと考えられる。
14. したがって、今回の基準開発の対象となる優先的に検討すべき必要最小限の項目としては、資金決済法上の仮想通貨の売却損益の認識時点を取り扱わないことが考えられる。

(第106回専門委員会で聞かれた意見)

15. 会計上の取扱いを決定する際に、認識時点や認識の中止の時点を決定的にしないことは、重要な要素が抜け落ちたことになると考えられる。
16. たとえば、仮想通貨交換業者内の自主的なルール等の決定により、当該時点を決定的にするための拠り所となるものが決まっていくことは考えられないか。また、売却損益の認識時点について、仮に各社の判断に委ねるのであれば、会計方針等に売却時

点に関する注記を行うことは対応可能ではないか。

17. 各仮想通貨交換業者がそれぞれ異なる内容の約款を用いているのであれば、原則として売買契約に基づき権利が移転した時点として定めておき、各仮想通貨交換業者の相違点については会計方針の開示で補うことで、比較可能性が確保できるのではないか。
18. 各仮想通貨交換業者が約款に基づいて顧客と売買取引を行っているのであれば、売買契約の成立時点で認識すればよいのではないか。

(第106回専門委員会で聞かれた意見への対応)

19. 第106回専門委員会では、今回の基準開発の対象となる優先的に検討すべき必要最小限の項目としては、資金決済法上の仮想通貨の売却損益の認識時点を取り扱わないという事務局の提案に対して賛成する意見は聞かれていない。そのため、資金決済法上の仮想通貨の売却損益の認識時点につき更に検討を行う。
20. 我が国の会計基準においては、売却による資産の認識の中止を行う具体的な判断基準としては、契約締結時に認識の中止を行う約定日基準と、引渡時に認識の中止を行う受渡日基準の2つの方法が見られる。当該2つの方法を、資金決済法上の仮想通貨の取引に当てはめた場合には、第2項(1)は約定日基準に、第2項(2)及び(3)は受渡日基準に、比較的近いものと考えられる。
21. ここで、約定日基準及び受渡日基準を支持する見解については、以下のような記載がある。

(1) 約定日基準

「通常の期間内において受け渡す有価証券の売買については、約定日から受渡日までの期間に、売手はオーバーナイトの現先取引等一部の極めて限られた運用ができるだけであって、実質的に自由処分権は喪失しており、当該有価証券に対する支配、言い換えれば当該有価証券から生じるキャッシュ・フロー等の権利は買手に移転し、売手は現金の入金と引き換えに当該有価証券を引き渡す義務を負っているのみであるから、約定日に認識すべきものであるという見解がある。(中略) また、伝統的な受渡日基準を適用している場合に受渡しが期末を越えるとき、売手は当該有価証券について期末に時価又は償却原価で評価することとなるが、このような処理は売手が市場変動リスクにさらされておらず、売買損益が確定している事実と反することとなる。」(金融商品実務指針第232項)

(2) 受渡日基準

「有価証券の買手は約定日からその市場変動リスク等にさらされているため、約定日に有価証券を認識することに異論はないが、売手については、伝統的な会計処理基準の考え方にに基づき有価証券を引き渡したときに初めて消滅するという有力な見解がある。現物を引き渡さなければ支配の移転はなく、さらに、買手が約定日から受渡日までの間に破産に至った場合又は決算代金を用意できなかった場合、有価証券を引き渡すことなく消滅もしないことになるから、受渡日基準で資産の消滅を認識すべきであるというものである。」(金融商品実務指針第 231 項)

22. 前項の見解を資金決済法上の仮想通貨の売買取引にあてはめた場合、売買契約が成立した後は、通常、仮想通貨から生じるすべての経済的便益は買手に帰属するため、売手である仮想通貨交換業者は売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売却損益は確定しているという観点からは、約定日基準と親和性があると考えられる。
23. 一方で、資金決済法上の仮想通貨の売買取引の場合には、売買契約が成立した後に取引情報が承認されてブロックチェーン等のネットワーク残高に記録されるプロセス等が仮想通貨の種類や仮想通貨交換業者により様々であることが想定され、また、資金決済法上の仮想通貨がどのタイミングで買手に移転するのかは法令上明らかではないと言われていることから、認識時点を受渡日基準とした場合には、実務上の判断が困難となる可能性があると考えられる。
24. 以下では、仮に、資金決済法上の仮想通貨の売却損益の認識時点を売買契約の成立時点とする方法を採用した場合の長所と短所を分析することとする。

長所：

- ① 資金決済法上の仮想通貨の売買にあたり当事者間で売買契約は成立するため、共通する判断基準により、会計処理における実務の多様性は抑えられる。
- ② 売買契約が成立した後は、通常、売手である仮想通貨交換業者は売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売却損益は確定しているため、その事実を会計処理に反映することができる。

短所：

資金決済法上の仮想通貨の売買契約の内容については、仮想通貨交換業者ごとの取り決め(約款等)により、それぞれ独自に定められていると想定されるため、売買契約の成立時点が仮想通貨交換業者ごとに異なる可能性

がある。

25. 前項の長所及び短所を比較考量した場合、資金決済法上の仮想通貨の売買契約の成立時点は仮想通貨交換業者ごとに異なる可能性はあるものの、売買契約の成立時点とする判断基準を示すことにより実務上の多様性は抑えられると考えられることから、「資金決済法上の仮想通貨の売買損益の認識時点を売買契約の成立時点とする方法」を採用することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

- ・ 事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以 上